

## 「経塚公園における便益施設等の整備運営事業に係る公募要項（公募設置等指針）」に関する質問及び回答について

令和4年12月16日

- 1 質問受付期間 令和4年11月9日（水） から 令和4年12月15日（木）
- 2 質問受付日 令和4年12月12日（月）
- 3 募集方法 メール
- 4 意見の件数 質問者数 1社 / 意見件数 4件

提出いただいた質問について、公表します。

No.	資料名・項目	項	質問	回答
			公募対象園施設の管理・運営業務を実施する応募法人等又は応募法人等以外の運営事業者について	—
1	経塚公園における便益施設等の整備運営事業に係る公募要項	17	●複数の異なる公募対象公園施設を設置する場合、用途別施設ごとに異なる所有者又は運営事業者を定めることは可能ですか。	公募対象公園施設を設置し保有する事業者は法人、グループ応募の場合は代表法人のみとします。ただし、施設毎に管理運営事業者(法人に限る)を定めることは可能です。
2			●複数の異なる公募対象公園施設を1つの事業者が管理運営事業者となる場合、当該事業者が公募対象公園施設全体を管理運営し、テナントや委託を受けた事業者が個別の用途別施設の管理運営を行うことは可能ですか。	公募対象公園施設の管理運営事業者(法人に限る)とは別の事業者等が管理運営を行う場合は、市との協議のうえ決定することとします。
3			●複数の異なる公募対象公園施設を1つの事業者が管理運営事業者となる場合、個別の施設を子会社が運営することは可能ですか。	管理運営事業者(法人に限る)とは別の事業者等が管理運営を行う場合は市との協議のうえ、決定することとします。
4			●運営事業者の提案する事業内容の運営実績には指定管理者としての事業内容の実績も含まれますか。	指定管理業務(一時的な自主事業等は除く)として、提案内容と同じ運営実績であれば実績とします。